



幼児教育・保育の 無償化について

令和7年9月



八王子市子育て応援
サイトにも、幼児教
育・保育の無償化につ
いて掲載しています。



八王子市子ども家庭部 保育幼稚園課 八王子市元本郷町三丁目24番1号

直通電話 042-620-7369（入所担当）認定について

7247（徴収担当）保育料無償化について

7248（給付担当）利用料の給付について





幼児教育・保育の無償化とは



幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育て世帯を応援し、社会保障を全世帯型へ抜本的に変えるため、令和元年10月から始まっている国の制度による取り組みです。無償化の対象範囲や上限額は、年齢、「保育の必要性の認定」の有無やその種類によって異なります。



無償化の種類

保育料の無償化には2つの種類があります。



子どものための「教育・保育給付」

認定を受けることで、保育料が全額無償になります。



対象施設



- ・新制度移行幼稚園（教育認定（1号））
- ・認可保育所（保育認定（2・3号））
- ・認定こども園（保育認定（2・3号）、教育認定（1号））
- ・地域型保育事業等



対象者の概要



0～5歳児クラスの全てのお子さん

※3～5歳児クラスは国の幼児教育・保育の無償化により、

0～2歳児クラスは令和7年9月から東京都の保育所等利用世帯負担軽減事業により、それぞれ無償化されます。

ここがポイント！

令和7年9月より、0～2歳児クラスの第2子以降の保育料無償化を拡大し、第1子も無償化が始まります。（3～5歳児クラスは国の制度により既に無償）

これにより、お子様の年齢・人数・保護者の所得にかかわらず、子どものための「教育・保育給付」認定を受けた市内在住の全てのお子様の保育料が無償となります。



手続き

利用に際し「子どものための教育・保育給付認定」を受けているため、手続きは「不要」です。



子育てのための「施設等利用給付」

認定を受けることで、保育料の一部が「負担軽減制度」により無償になります。



対象施設・事業



- ・新制度未移行幼稚園（新1・2・3号）
- ・新制度移行幼稚園の預かり事業
- ・認定こども園（教育部分）の預かり保育事業
- ・認可外保育施設（認証保育所含む）
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 等



対象者の概要



3～5歳児クラスは、年齢・人数・保護者の所得にかかわらず、全てのお子さん

- ・満3歳になった後最初の4月から小学校入学まで

- ・幼稚園、認定こども園（教育部分）は、満3歳児から



0～2歳児クラスは、市民税非課税世帯のお子さん



手続き

利用に際し「子育てのための施設等利用給付認定」のほか、別途「各種負担軽減制度」の手続きが「必要」です。

ご注意ください！

無償化の対象とならない費用があります！

施設から実費として徴収されている費用や延長保育料は無償化の対象外です。

 たとえば・・・

給食費、通園送迎費、教材費（園服・帽子・かばん・体操着等）、行事費（遠足代・写真代等）

給食費は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、**その費用を負担することを原則**とし、八王子市では無償化後も引き続きご負担いただきます。

なお、給食費は主食費と副食費（おかず、おやつ等）に分けられ、施設によっては、**主食費は市が負担し、副食費は所得等に応じた免除制度**があります。詳細はP27を参照してください。

給付に係る認定制度について



太陽のマーク 無償化の対象となるためには、認定を受ける必要があります



無償化の対象となるためには、「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」の申請をし、認定を受ける必要があります。(※教育・保育給付認定2・3号認定申請手続きは保育施設利用申込手続きに含まれています。)

太陽のマーク 子どものための「教育・保育給付認定」

認定区分（支給要件）		保育の必要性	保育必要量	対象施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの	なし	教育標準時間	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	あり	保育短時間 保育標準時間	認可保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	あり	保育標準時間	認可保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業等

太陽のマーク 子育てのための「施設等利用給付認定」

認定区分（支給要件）		保育の必要性	対象施設
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	なし	幼稚園（新制度未移行園）等
新2号認定 (3-5歳児クラス)	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	あり	幼稚園等の預かり保育 ・満3歳児は新3号 ・年少児からは新2号 認可外保育施設、 認証保育所、 一時預かり事業、 ファミリー・サポート・センター事業等
新3号認定 (0-2歳児クラス)	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市民税非課税者であるもの	あり	・2歳児クラスまでは新3号 ・3歳児クラスからは新2号

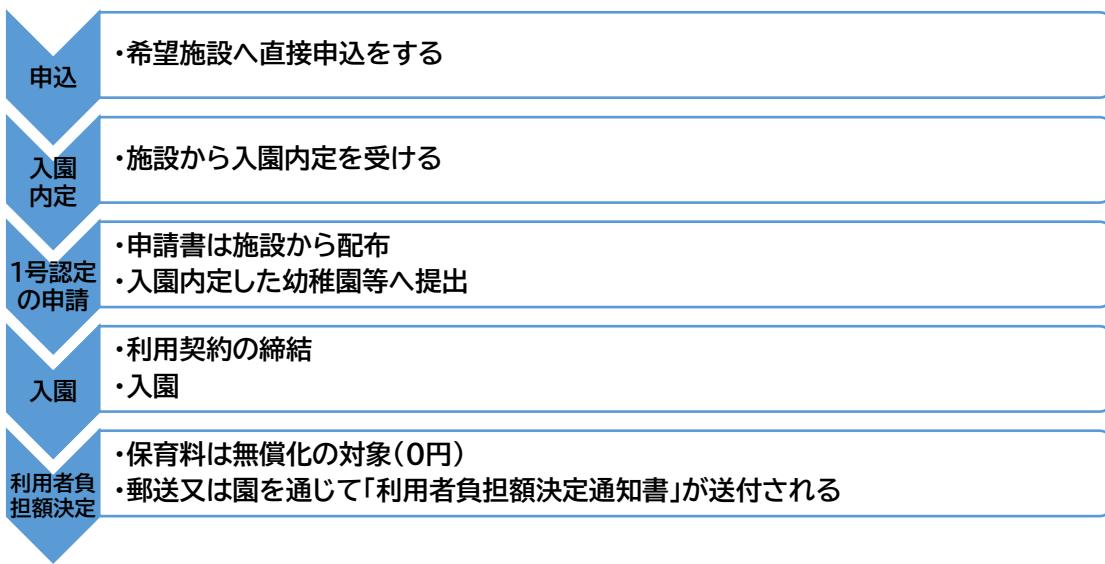


申請から認定までの流れ



教育・保育給付認定1号認定

新制度移行幼稚園、認定こども園（教育部分）については、入園内定を受けた後に教育・保育給付認定（1号認定）を申請します。

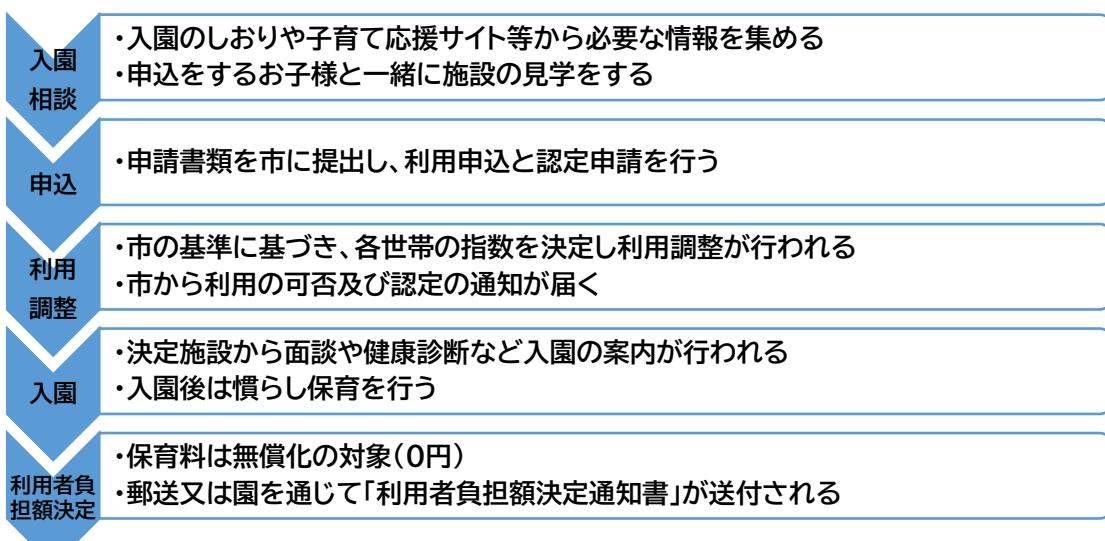


※預かり保育を利用する場合、「施設等利用給付認定」も併せて取得すると預かり保育料の負担が軽減されます。



教育・保育給付認定2・3号認定

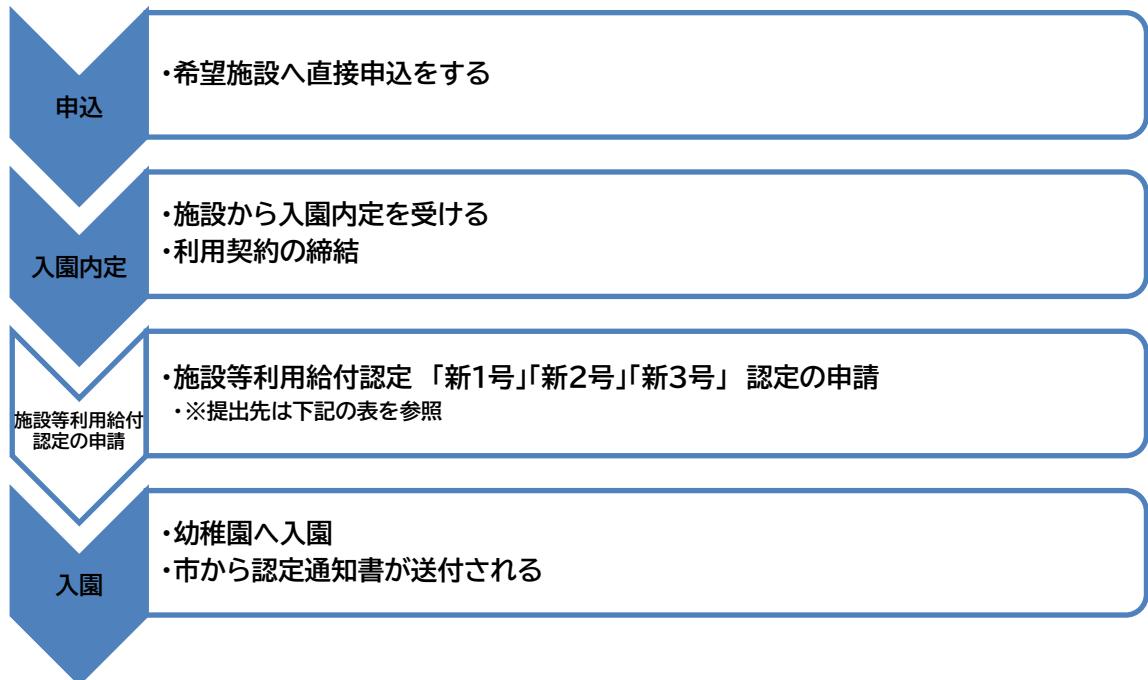
認可保育施設（保育園・認定こども園（保育部分）・地域型保育施設）については、市に入園申込・認定申請をし、入園及び認定決定がされます。 ※詳しくは入園のしおりを確認してください。





施設等利用給付認定新1・2・3号認定

新制度未移行幼稚園については、入園内定を受けた後に施設等利用給付認定を申請し、認定を受けることで保育料等の負担が軽減されます。



施設等利用給付認定申請書の提出先

利用施設	提出先	提出期限
新制度移行幼稚園、新制度未移行幼稚園、認定こども園	在園する施設 (入園予定も含む。)	在園する施設（入園予定も含む。）から指定された期限まで
認可外保育施設、認証保育所等 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等	・市役所本庁舎 4 階 保育幼稚園課 (郵送も可) ・八王子駅南口総合事務所 子ども担当	認定希望開始日の属する月の前月 15 日（土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）まで（郵送は必着）

*郵便事故等による責任は負いかねます。ご了承ください。





保育の必要性の事由と認定要件について

教育・保育給付認定2・3号及び施設等利用給付認定新2・3号を受けるためには、保護者に就労等の保育を必要とする事由があり、下表の認定の要件を満たしていることが条件となります。

なお、保育の必要性の事由は父母ともに確認しますが、認定内容については母（父子家庭の場合は父）の状況により決定します。

事由	要件
就労	月48時間以上の就労が常態であること
求職活動 (内定)	求職活動を継続的に行っていること 就労することが内定していること
妊娠・出産	出産のため保育を必要としていること
疾病	入院、常時病臥、精神性又は感染症の疾病、特定疾病、その他週1日以上の通院かつ自宅安静が必要であり、保育を必要としていること
障害	身体障害者手帳もしくは療育手帳（愛の手帳）の交付を受けていること、又は前記の障害と同等以上であり保育を必要としていること
介護・看護	同居親族・保護者からみて二親等以内の長期入院等親族、又は保護者からみて一親等の別居親族の介護・看護（月48時間以上）のために保育を必要としていること
就学 (学校等合格を含む)	月48時間以上の就学又は職業訓練等が常態であること
災害復旧	災害（火災・風水害・地震等）の復旧により、保育の必要性が認められること



支給認定証の交付について



八王子市では、教育・保育給付認定2・3号の内容を「保育施設利用調整結果通知書」及び「教育・保育給付認定及び利用者負担額決定通知書」に記載し保護者の方にお知らせしています。
支給認定証が必要な場合は、次のとおり申請が必要です。

提出書類：支給認定証交付申請書

提出期限：発行を必要とする日の原則2週間前まで

提出場所：市役所本庁舎4階保育幼稚園課又は八王子駅南口総合事務所

※郵送提出の場合は、提出期限必着となります。



認定の要件を満たしていない場合や保育の必要性の事由によって、下表のとおり期限付きの認定となることがあります。

事由や状況	認定期限
月48時間未満の就労、介護・看護、就学	3か月
求職活動中、就労内定、就学内定（学校等合格）	3か月
妊娠・出産	出産予定月の2か月後の末日まで
疾病	病気等が治癒する月又は治療が終了する月の末日まで
介護・看護	介護・看護の事由が消滅（治癒・施設入所等）する月の末日まで
就学	学校等の卒業又は修了予定の月の末日まで



認定申請に必要な書類

認定区分	主な提出書類
1号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定申請書 ・市民税課税（非課税）証明書 ※市に住民登録がある場合は不要 4～8月認定 前年度分（前年1月1日に市に住民登録がなかった方） 9～3月認定 当年度分（当年1月1日に市に住民登録がなかった方）
2・3号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書 ・保育の必要性を証明する書類（父母） ・利用調整に必要な書類（認可保育施設利用申込をしない場合は不要） ※詳しくは入園のしおりを確認してください。
新1号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等利用給付認定申請書
新2号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等利用給付認定申請書 ・保育の必要性を証明する書類（父母）
新3号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等利用給付認定申請書 ・保育の必要性を証明する書類（父母） ・市民税（非課税）証明書 ※市に住民登録がある場合は不要 4～8月認定 前年度分（前年1月1日に市に住民登録がなかった方） 9～3月認定 当年度分（当年1月1日に市に住民登録がなかった方）

※上記のほか、家庭状況等により書類が必要な場合があります。

提出書類に不備や不足があった場合、再提出又は追加提出を求める場合があります。



保育の必要性を証明する書類

保護者（父母）それぞれに、以下の保育の必要性を証明する書類が必要となります。

事由	必要書類
就労・内定	<ul style="list-style-type: none">・就労証明書（市が指定したもの）（3か月以内に発行したもの）・スケジュール表（裁量労働制の方のみ）
妊娠・出産	母子手帳（保護者の氏名と分娩予定日がわかるページ）のコピー
疾病	<ul style="list-style-type: none">・通院日数と保育が困難な状況が具体的に記入された診断書（3か月以内発行の原本）・難病医療費等助成の医療券等のコピー・精神障害者保健福祉手帳のコピー（ハ王子市に住民登録がある場合は省略可） <p>上記いずれか1点が必要となります。</p>
障害	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳のコピー・療育手帳（愛の手帳）のコピー <p>上記いずれか1点が必要となります。（ハ王子市に住民登録がある場合は省略可）</p>
介護・看護	<ul style="list-style-type: none">・介護保険被保険者証のコピー・通院日数が記入された診断書（3か月以内発行の原本）・身体障害者手帳のコピー・療育手帳（愛の手帳）のコピー・精神障害者保健福祉手帳のコピー <p>上記いずれか1点と「スケジュール表」が必要となります。</p>
災害復旧	市へ問い合わせください。
求職活動	求職活動を常態としていることがわかる書類 (ハローワークの登録証や紹介状のコピー等)
就学	<ul style="list-style-type: none">・在学証明書（原本）又は 学生証のコピー（両面）・スケジュール表
就学予定	<ul style="list-style-type: none">・合格通知書等のコピー・スケジュール表



3

利用する施設ごとの無償化の内容

認可保育所

対象者

保育の必要性を認定された0～5歳児クラスのお子さん（教育・保育給付2・3号認定）

無償化の内容

基本月額保育料の無償化



認定手続き

保育施設の利用申込とともに、教育・保育給付認定申請書を八王子市に提出

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。



ここがポイント！

クラス	内容	無償
0～2歳児	基本月額保育料	●
	給食費（主食費）	●
	給食費（副食費）	●
	延長保育料	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設の併用利用	×
	障害児発達支援サービスの併用	●
3～5歳児	基本月額保育料	●
	給食費（主食費）	●※1
	給食費（副食費）	×※2
	延長保育料	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設の併用利用	×
	障害児発達支援サービスの併用	●

※1 市内施設に在園の場合は市が負担します。

※2 世帯状況により免除制度あります。《P27 参照》

地域型保育

“地域型保育”とは？

- * 小規模保育
 - * 事業所内保育
 - * 家庭的保育
- を指します。



対象者

保育の必要性を認定された0～2歳児クラスのお子さん（教育・保育給付3号認定）

無償化の内容

基本月額保育料の無償化

認定手続き

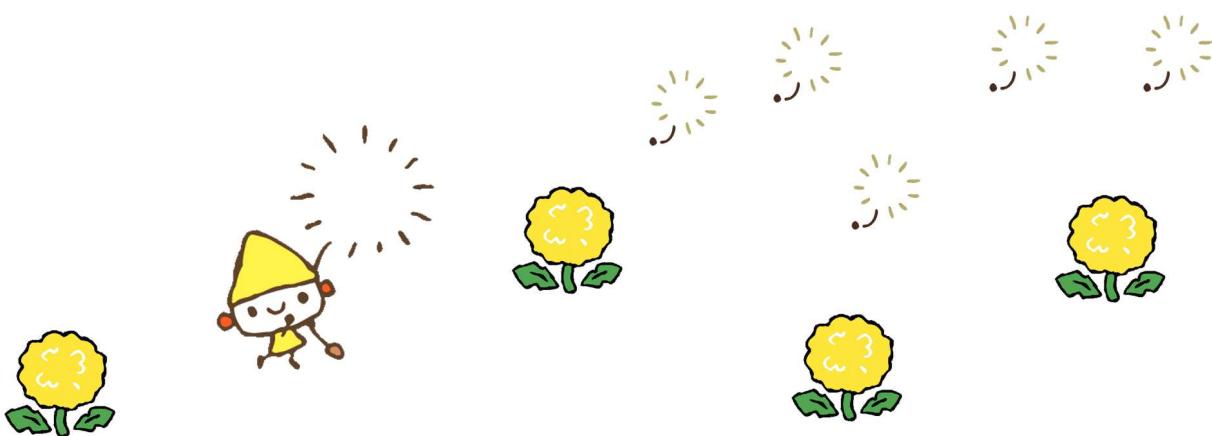
保育施設の利用申込とともに、教育・保育給付認定申請書を八王子市に提出

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。

ここがポイント！

クラス	内容	無償
0～2歳児	保育料（利用者負担額）	●
	給食費（主食費）	●
	給食費（副食費）	●
	延長保育料	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設の併用	×
	障害児発達支援サービスの併用	●



認定こども園（保育部分）



対象者

- ・保育の必要性を認定された0～5歳児クラスのお子さん（教育・保育給付2・3号認定）

無償化の内容

基本月額保育料の無償化



認定手続き

保育施設の利用申込とともに、教育・保育給付認定申請書をハ王子市に提出



給付手続き

手続きの必要なく保育料の負担が無償となります。

クラス	内容	無償
0～2歳児	基本月額保育料	●
	給食費（主食費）	●
	給食費（副食費）	●
	延長保育料	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設の併用利用	×
	障害児発達支援サービスの併用	●
3～5歳児	基本月額保育料	●
	給食費（主食費）	●※1
	給食費（副食費）	※2
	延長保育料	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設の併用	×
	障害児発達支援サービスの併用	●

※1 市内施設に在園の場合は市が負担します。

※2 世帯状況により免除制度あります。《P27 参照》

認定こども園（教育部分）



対象者

- ・教育認定を受けた満3歳～5歳児クラスのお子さん（教育・保育給付1号認定）
 - ・保育の必要性を認定された3～5歳児クラスのお子さん（施設等利用給付新2号認定）
 - ・保育の必要性を認定された満3歳児クラスのお子さん（施設等利用給付新3号認定）
- ※ 新2号・新3号認定については預かり保育の無償化給付を受ける場合

無償化の内容



- ・基本月額保育料の無償化
 - ・月額16,300円までの預かり保育料が無償
- ※ 利用日数に応じて上限額が変わります。（450円×利用日数）《詳細は27ページ》

認定手続き

入園の申込とともに、教育・保育給付認定申請書を利用する施設に提出

※ 預かり保育の無償化給付を受ける場合は、施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。



ここがポイント！

クラス	内容	無償
満3歳～5歳児	保育料（利用者負担額）	●
	預かり保育料	●※1
	給食費（主食費）	✗※2
	給食費（副食費）	✗※3
	実費徴収される費用（教材費等）	✗
	認可外保育施設の併用	▲※4
	障害児発達支援サービスの併用	●

※1 月額上限16,300円

※2 特定負担額と主食費が対象の負担軽減制度があります。

※3 世帯状況により免除制度あります。《P27参照》

※4 在園する施設が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合は負担軽減制度があります。

幼稚園（新制度移行園）



対象者

- ・教育認定を受けた満3歳～5歳児クラスのお子さん（教育・保育給付1号認定）
- ・保育の必要性を認定された3～5歳児クラスのお子さん（施設等利用給付新2号認定）
- ・保育の必要性を認定された満3歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さん
(施設等利用給付新3号認定)

※ 新2号・新3号認定については預かり保育の無償化給付を受ける場合

無償化の内容

- ・基本月額保育料の無償化
- ・月額16,300円までの預かり保育料が無償

※ 利用日数に応じて上限額が変わります。（450円×利用日数）《詳細は27ページ》

認定手続き



入園の申込とともに、教育・保育給付認定申請書を利用する施設に提出

※ 預かり保育の無償化給付を受ける場合は、施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。

給付手続き



手続の必要なく保育料の負担が無償となります。

ここがポイント！

クラス	内容	無償
満3歳～5歳児	保育料（利用者負担額）	●
	預かり保育料	●※1
	給食費（主食費）	✗※2
	給食費（副食費）	✗※3
	実費徴収される費用（教材費等）	✗
	認可外保育施設の併用	▲※4
	障害児発達支援サービスの併用	●

※1 月額上限16,300円

※2 特定負担額と主食費が対象の負担軽減制度があります。

※3 世帯状況により免除制度あります。《P27参照》

※4 在園する施設が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合は負担軽減制度があります。

幼稚園（新制度未移行園）

対象者

- ・認定を受けた満3歳～5歳児クラスのお子さん（施設等利用給付新1号認定）
 - ・保育の必要性を認定された3～5歳児クラスのお子さん（施設等利用給付新2号認定）
 - ・保育の必要性を認定された満3歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さん
(施設等利用給付新3号認定)
- ※ 新2号・新3号認定については預かり保育の無償化給付を受ける場合

無償化の内容

- ・保育料のうち月額25,700円を上限として無償
 - ・月額11,300円（満3歳児クラスは月額16,300円）までの預かり保育料が無償
- ※ 利用日数に応じて上限額が変わります。（450円×利用日数）《詳細は27ページ》

認定手続き

入園の申込とともに、施設等利用給付認定申請書を利用する施設に提出

※ 預かり保育の無償化給付を受ける場合は、保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。

給付手続き

手続の必要なく保育料の負担が無償となります。（上限あり）

ここがポイント！

クラス	内容	無償
満3歳～5歳児	保育料（利用者負担額）	●※1・2
	預かり保育料	●※3
	給食費（主食費）	×
	給食費（副食費）	×※4
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設の併用	▲※5
	障害児発達支援サービスの併用	●

※1 月額上限25,700円（入園初年度に限り、対象経費には、月割りにした入園料も含む）

※2 25,700円に加えて園児保護者負担軽減補助【都制度】（世帯所得により1,800～6,200円）と【市制度】（5,000円）があります。

※3 月額上限11,300円（満3歳児クラスは16,300円）

※4 世帯状況により負担軽減制度（月額上限4,500円）があります。

※5 在園する施設が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合は負担軽減制度があります。

幼稚園類似幼児施設



対象者

幼稚園類似幼児施設に在園する満3歳～5歳児クラスのお子さん

無償化の内容

保育料のうち月額32,500円を上限として無償【市制度】

※ 幼稚園類似施設のうち、認可外保育施設の届出がなされている施設に在園しているお子さんについては、保育の必要性を認定された場合（施設等利用給付新2号、新3号認定）は保育料のうち次の金額を上限として無償となります。

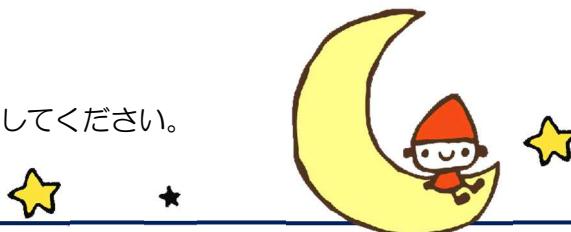
学年	認定区分	施設等利用費
満3歳児クラス	施設等利用給付新3号認定 (保育の必要性があり・市民税非課税世帯)	月額上限42,000円
3～5歳児クラス	施設等利用給付新2号認定 (保育の必要性があり)	月額上限37,000円

認定手続き

- 保育を必要としない場合 → 手続き不要
- 保育を必要とする場合 → 施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性を証明する書類を八王子市に提出

給付手続き

在園施設から配布される書類を記入し、園に提出してください。



ここがポイント！

クラス	内容	無償
満3歳児	保育料（利用者負担額）	●※1・2
3～5歳児	保育料（利用者負担額）	●※1・3
	給食費（主食費）	×
	給食費（副食費）	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×

※1 月額上限32,500円

※2 認可外保育施設の場合 月額上限42,000円（認定条件あり）

※3 認可外保育施設の場合 月額上限37,000円（認定条件あり）

認証保育所

対象者

- 保育の必要性を認定された3～5歳児クラスのお子さん（施設等利用給付新2号認定）
- 保育の必要性を認定された0～2歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さん
(施設等利用給付新3号認定)

無償化の内容

- 3～5歳児クラスの保育料のうち月額 37,000円を上限として無償
- 0～2歳児クラスの保育料のうち月額 42,000円を上限として無償

認定手続き

施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性を証明する書類を八王子市に提出

給付手続き

在園施設から配布される書類を記入し、園に提出してください。

ここがポイント！

クラス	内容	無償
0～2歳児	保育料（利用者負担額）	●※1
	給食費（主食費・副食費）	●
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設の併用	▲※3
	障害児発達支援サービスの併用	●
3～5歳児	保育料（利用者負担額）	●※2
	給食費（主食費・副食費）	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設の併用	▲※3
	障害児発達支援サービスの併用	●

※1 月額上限 42,000円

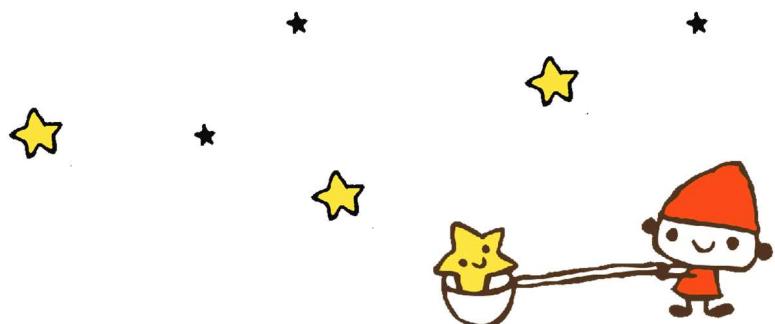
※2 月額上限 37,000円

※3 認証保育所の利用と合わせて上記金額の範囲内で無償化の対象

- 上記の無償化に加えて、保護者負担軽減給付費【市制度】が給付されます。

区分	市制度※	
0~2歳児	市民税課税世帯	80,000円
	市民税非課税世帯	38,000円
3~5歳児		40,000円

※ 市制度に限り保育の必要性がない場合にも対象となります。



企業主導型保育所

対象者

- ・保育の必要性を認定された3～5歳児クラスのお子さん（教育・保育給付2号認定）
 - ・保育の必要性を認定された0～2歳児クラスのお子さん（教育・保育給付3号認定）
で市民税非課税世帯
- ※ 認定が必要となるのは地域枠を利用している場合

無償化の内容

- ・国が定める利用者負担相当額が無償となります。詳細については、施設へお問合せ下さい。
- ※ 利用者負担相当額とは年齢別に定額で設定されており、施設が国から給付を受けることで、保護者の負担が軽減されます。

認定手続き

- ・従業員枠を利用している児童 → 手続き不要（企業が保育の必要性を確認します。）
- ・地域枠を利用している児童 → 教育・保育給付認定申請書及び保育の必要性を証明する書類、支給認定証交付申請書を八王子市に提出

給付手続き

- ・手続きの必要なく国が定める利用者負担相当額の範囲内で保育料の負担が無償となります。
- ※ 各施設の保育料から副食費及び利用者負担相当額を差し引いた金額（負の金額となる場合は0円）が保育料として設定されます。

ここがポイント！

クラス	内容	無償
0～2歳児	保育料（利用者負担相当額）	●※1・2
	給食費（主食費・副食費）	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設・一時保育等の併用	×
	障害児発達支援サービスの併用	●
3～5歳児	保育料（利用者負担相当額）	●※1・2
	給食費（主食費・副食費）	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	認可外保育施設・一時保育等の併用	×
	障害児発達支援サービスの併用	●

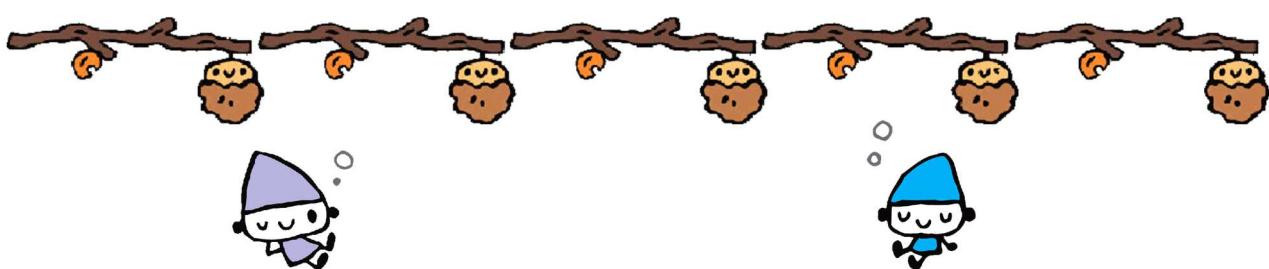
※1 指導監督基準を満たす施設に在園する場合は、保護者負担軽減給付費【市制度】

（注 1 月額上限 38,000 円）が上乗せで給付されます。

（市制度については、教育・保育認定及び施設等利用給付認定は不要）

注 1 (公財)児童育成協会からの助成額を差引後の保育料と 38,000 円を比較し、
いずれか低い額

※2 【市制度】の給付対象となる場合は、利用する施設から配布される書類に記入し、
施設に提出してください。



その他の認可外保育施設

対象者



- 保育の必要性を認定された3～5歳児クラスのお子さん（施設等利用給付新2号認定）
- 保育の必要性を認定された0～2歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さん
(施設等利用給付新3号認定)
 - ※ 認可保育所、認定こども園、幼稚園（預かり保育が十分な水準ではない場合を除く）、企業主導型保育所に在園していないお子さん
 - ※ 在園する施設が、無償化の対象となる確認を受け、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている必要があります。



無償化の内容

- 3～5歳児クラスの保育料のうち月額37,000円を上限として無償
- 0～2歳児クラスの保育料のうち月額42,000円を上限として無償

認定手続き

- 施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性を証明する書類を八王子市に提出

給付手続き

- 一時的利用の場合は、利用施設から発行される領収証と提供証明書を添付した施設等利用費申請書を八王子市に提出

ここがポイント！

クラス	内容	無償
0～2歳児	保育料	●※1・2
	給食費（主食費・副食費）	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	その他の認可外保育施設の併用	●※3
	障害児発達支援サービスの併用	●
3～5歳児	保育料	●※1・2
	給食費（主食費・副食費）	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	その他の認可外保育施設の併用	●※3
	障害児発達支援サービスの併用	●

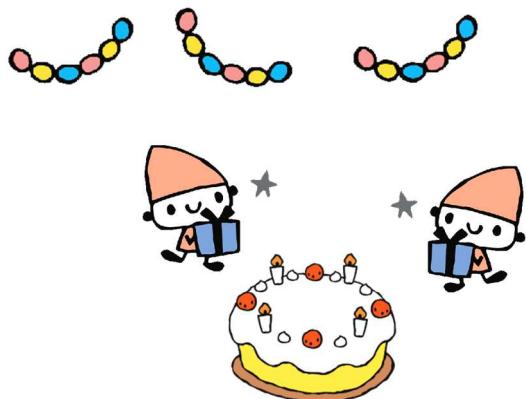
※1 認可外保育施設指導監督基準を満たす施設に在園し、月極め契約している場合は、保護者負担軽減給付費【市制度】が給付されます

区分	保護者負担軽減給付費【市制度】
0~2歳児	市民税課税世帯
	市民税非課税世帯
3~5歳児	38,000円

※2 市制度の対象の方は、在園施設から配布される書類を記入し、園に提出してください。

※3 その他の認可外保育施設等を併用する場合、上記の月額（3~5歳児クラスは

37,000円、0~2歳児クラスは42,000円）の範囲内までは無償化の対象となります。



ベビーシッター／一時預かり事業／病児・病後児保育／ ファミリー・サポート・センター

対象者

- 保育の必要性を認定された3～5歳児クラスのお子さん（施設等利用給付新2号認定）
- 保育の必要性を認定された0～2歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さん
(施設等利用給付新3号認定)
 - ※ 認可保育所、認定こども園、幼稚園（預かり保育が十分な水準ではない場合を除く）、企業主導型保育所に在園していないお子さん
 - ※ 在園する施設が、無償化の対象となる確認を受けている必要があります。なお、ベビーシッターは無償化の対象となる確認を受け、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている必要があります。

無償化の内容

- 3～5歳児クラスの保育料のうち月額37,000円を上限として無償
- 0～2歳児クラスの保育料のうち月額42,000円を上限として無償

認定手続き

施設等利用給付認定申請書及び保育の必要性を証明する書類を八王子市に提出

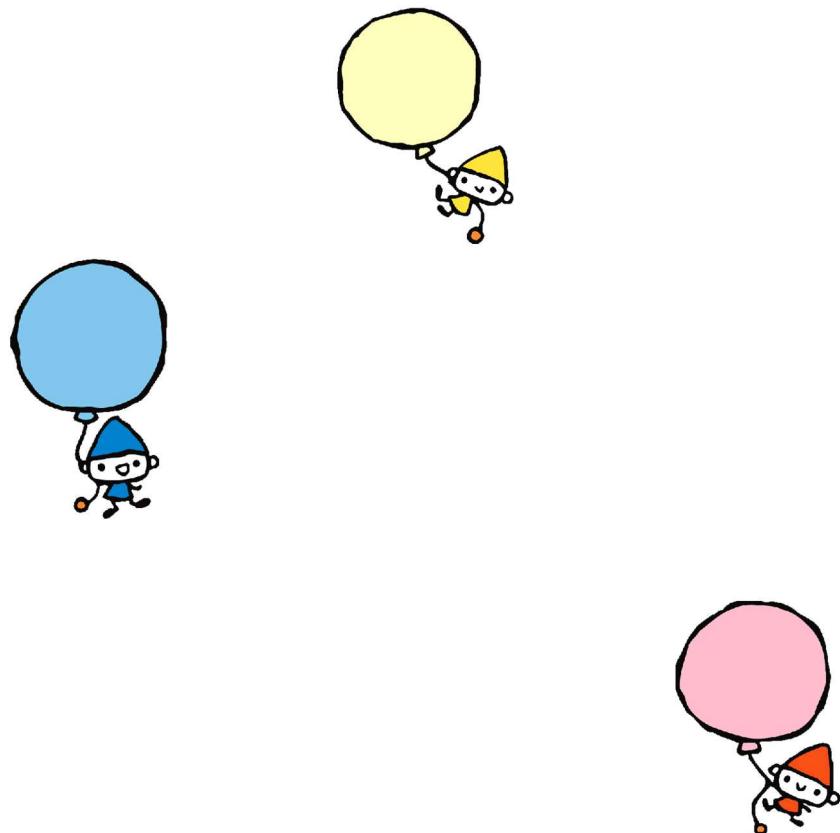
給付手続き

利用施設から発行される領収証と提供証明書（ファミリー・サポート・センターの場合は活動報告書）を添付した施設等利用費申請書を八王子市に提出

ここがポイント！

クラス	内容	無償
0～2歳児	保育料	●※1
	給食費（主食費・副食費）	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	その他の認可外保育施設の併用	●※2
	障害児発達支援サービスの併用	●
3～5歳児	保育料	●※1
	給食費（主食費・副食費）	×
	実費徴収される費用（教材費等）	×
	その他の認可外保育施設の併用	●※2
	障害児発達支援サービスの併用	●

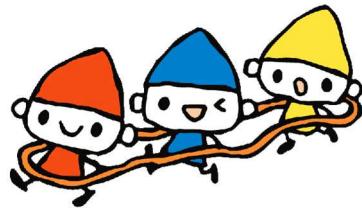
- ※1 ファミリー・サポート・センターについて、「預かり」と併せて利用される「送迎」は無償化の対象となりますが、「送迎」のみの利用は無償化の対象とはなりません。
- ※2 その他の認可外保育施設等を併用する場合、上記の月額（3～5歳児クラスは37,000円、0～2歳児クラスは42,000円）の範囲内までは無償化の対象となります。



障害児発達支援

対象者

サービスを利用している未就学のお子さん



無償化の内容

利用者負担を無償化



無料となるサービス

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援



認定手続き

- ・無償化のための新たな手続きは必要ありません。
- ・新たにサービスを利用する方は、利用申請書をハ王子市（障害者福祉課）に提出



給付手続き

手続きの必要なく利用者負担が無償となります。



ここがポイント！

- ・食費、日用品費、医療費などの利用料以外の費用については、これまでどおり保護者負担となります。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスを併用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

複数施設に共通する内容



認可保育所等の保育料の無償化に伴う給食費の取り扱いについて



- 令和7年9月から、以下の対象施設において、基本月額保育料が完全無償化されました。
これは、国の幼児教育・保育の無償化の対象外であった0~2歳児に対する、保育料の多子負担軽減制度が拡充されたことによるものです（＝東京都の保護者負担軽減事業）。

【参考：多子軽減拡大の変遷】

令和元年9月以前 小学校就学前の最年長のお子さんから第1子と数える。第2子は半額、第3子以降は無償。

令和元年10月以降 年齢制限を撤廃し、最年長のお子さんから第1子と数える。

令和5年10月以降 第2子の保育料が無償となる。

令和7年9月以降 第1子の保育料が無償となる。⇒全学年の完全無償化

- 0~2歳児クラスの副食費はもともと保育料に含まれていましたが、保育料の負担軽減の対象が全ての子どもに拡大されたことで、実質的に給食費の保護者負担がなくなる形となります。
(3~5歳児クラスは、P3に記載のとおり保護者負担となっています。)
- 以下の対象施設においては、給食費のうち主食費は全額市で負担しており、副食費のみが保護者負担となります。なお、副食費について、所得やお子さんの人数に応じた免除制度があります。

<対象施設>

認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育部分）

<給食費の負担区分>

クラス	給食費		(参考) 保育料の取り扱い
	主食費（お米等）	副食費（おかず等）	
0~2歳児	無償（市負担）	無償（保育料に含む）	東京都の保護者負担軽減事業により0円
3~5歳児	無償（市負担）	<u>有償（保護者負担）</u>	国の幼児教育・保育の無償化により0円

副食費の免除制度について

- 年収 360 万円未満相当世帯のお子さんと全所得階層の第 3 子以降のお子さんについては副食費の免除制度があります。

<対象となる施設>

認可保育所、認定こども園、幼稚園

- 多子の数え方については、以下の方法になります。

区分	1号・新1号	2・3号
年収 360 万円未満相当	年齢に関わらず被監護者の数による	
年収 360 万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	年齢に関わらず被監護者の数による

※ 副食費の免除対象者には市から通知します。

※ 在園する施設によっては、一時的に給食費をお支払いいただき、後日施設から返金する場合があります。

幼稚園・認定こども園の預かり保育について

<対象となる施設>

幼稚園、認定こども園（教育部分）

保育の必要性を認定されたお子さんについては、月額 11,300 円（満 3 歳児クラスは月額 16,300 円）までの預かり保育料が無償になります。

※ 利用日数に応じて上限額が変わります。（450 円×利用日数）

- 【例】①預かり保育料 500 円／日を月 26 日利用した場合の給付額
②預かり保育料 500 円／日を月 20 日利用した場合の給付額
③預かり保育料 月極 6,000 円を月 15 日利用した場合の給付額

	利用料	利用日数	利用料計	上限額	無償化対象	実質負担額
①	500 円	26 日	13,000 円	11,300 円	11,300 円	1,700 円
②	500 円	20 日	10,000 円	9,000 円（450 円×20 日）	9,000 円	1,000 円
③	6,000 円	15 日	6,000 円	6,750 円（450 円×15 日）	6,000 円	0 円

※ 利用方法や利用料は各施設で異なります。また、保育の必要性の認定がある場合でも、施設の利用定員や空き状況により利用できない場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

無償化の実施方法について

- 無償化の実施方法は、施設によって異なります。

施設の形態	無償化の実施方法
認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園（新制度移行園）	保護者から市または施設への保育料納付が無くなり、その分を市から園へ給付します。
幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園類似幼児施設、認証保育所、認可外保育施設（一時的利用を除く。）、企業主導型保育所（一時的利用を除く。）	保育料から無償化上限額を差し引いた金額を保護者から徴収する代理受領を基本としますが、施設によっては一時的に保育料の一部または全額をお支払いただき、後日施設から返金させていただく場合があります。詳細は在園する施設にお問い合わせください。
ベビーシッター、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター	利用料を全額お支払いいただき、保護者から八王子市への申請（請求）に基づいて、保護者へ給付します。（償還払）

※ 上記の内容は、八王子市民が市内施設を利用する場合です。八王子市外にお住まいの場合は、お住まいの自治体にお問い合わせください。



【申請書について】

Q. 無償化の対象年齢は、いつ時点の年齢でしょうか？

A. 4月1日時点の満年齢です。

0歳児、1歳児、2歳児、3歳児（年少）、4歳児（年中）、5歳児（年長）のクラス年齢で区分が変わります。ただし、満3歳児クラスの学級がある施設においては、新制度未移行園の場合は年度中に満3歳を迎える前日から、新制度移行園及び認定こども園（教育部分）の場合は満3歳を迎えた翌月から、クラス年齢では2歳児クラスですが、無償化の対象となります。

また、0～2歳児のお子さんのうち施設等利用給付認定による無償化の対象となるのは、保護者及び同一世帯員が住民税非課税世帯であることが要件となります。

Q. 申請書はどこでもらえますか？

A. 八王子市役所4階保育幼稚園課、八王子駅南口総合事務所子ども担当の窓口で配布しています。また、八王子市子育て応援サイトに、申請書等が掲載してありますので、ダウンロードしてご利用ください。



子育て応援サイト

Q. 「施設等利用給付認定申請書」は、どうやって提出すればよいですか？

A. 原則、在籍施設（利用施設）を通じて「施設等利用給付認定申請書」の提出をします。

認証保育所、認可外保育施設、一時保育、ファミリー・サポート・センター事業等をご利用の方は、八王子市役所4階保育幼稚園課窓口又は郵送、八王子駅南口総合事務所子ども担当窓口へ提出してください。

Q. 市外の幼稚園に通っています。住んでいる市、園のある市、どちらに申請すればよいですか？

A. 申請者の居住地の市区町村への申請になります。



Q. 利用開始時点には八王子市に転入予定ですが、申請時は市外に在住しています。

「施設等利用給付認定申請書」はどこへ提出すればよいですか？

A. 前提として、申請者の居住地の市区町村で行うこととなっています。

しかし、申請時に市外に在住している方が、八王子市に転入予定の場合、「施設等利用給付認定申請書」の「転入に関する確認事項」に記入していただき、認定希望月の前月末日までに八王子市に転入していることがわかる書類を添付し八王子市に申請してください。

【認定について】

Q. 幼稚園(新制度未移行園)に通う場合、申請は必要ですか？

A. 保育料を無償化の対象とするためには、「施設等利用給付認定申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。(新1号認定)

Q. 幼稚園(未移行・新制度)または、認定こども園(1号認定こども)に通い、預かり保育を利用しています。

無償化の対象となるためには、どうしたらしいですか？

A. 預かり保育を無償化の対象とするためには、「施設等利用給付認定申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。(新2号認定・新3号認定)

保育の必要性を証明する書類を添付し、申請書を提出してください。

Q. 一時預かり事業を無償化の対象とするためには、どのような手続きが必要ですか？

※ 一時保育、緊急保育、定期利用保育

A. 認定希望開始日の属する月の前月15日（土日・祝日の場合はその直前の本庁開庁日）までに、市へ「施設等利用給付認定申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。(新2号認定・新3号認定)

保育の必要性を証明する書類を添付し、申請書を提出してください。

Q. 企業主導型保育事業を利用しています。無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか？

A. 従業員枠で利用されている方は、無償化の手続きは不要です。

地域枠で利用されている方は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があるため、「教育・保育給付認定申請書」及び保育の必要性を証明する書類、支給認定証交付申請書を市へ提出してください。

Q. 育児休業中でも、申請はできますか。

A. 新規入園（認定申請）の場合、お子さんの入園（認定）月末日を期限として、就労証明書の内容通りに職場復帰することを条件に入園（認定）決定しています。

また、在園中に下の子の育児休業を取得する場合、本来自宅で保育が可能であるため、保育の必要性は認められません。しかし、在園中のお子さんの環境急変による成長への影響を考慮し、例外として保育施設の継続利用を認めています。そのため、育児休業以前から利用されており、引き続き保育の必要性を確認できる場合に限り、認定することができます。



【給付について】

Q. 給食費のうち主食費・副食費とは何ですか？

A. 主食費は、ごはん・パン・麺などにかかる費用を指し、副食費は、おかず・おやつ・飲み物など主食以外にかかる費用を指します。

Q. 延長保育を利用した際に、その利用料は無償化されますか？

A. 認可保育所等、市が利用調整を行い決定している施設を利用している方については、延長保育の利用料は無償化の対象とはなりません。

Q. 八王子市外の認可保育所に通っています。無償化の対象となりますか？

A. 八王子市外の認可保育所に通う場合も、保育料は無償化の対象となります。給食費の支払いについては、園の定める金額をお支払いいただきます。詳細は、各施設にお問い合わせください。

Q. 認証保育所に通っています。0～2歳児の市民税課税世帯の場合、手続きは必要ですか？

A. 無償化の対象とならないので、施設等利用給付認定の手続きは不要です。ただし、利用料（保育料）に対する市の給付制度があります。「委任状兼承諾書」を在園している施設に提出してください。「委任状兼承諾書」は各園に用意してあります。

Q. 幼稚園の預かり保育事業について、長期休業中の利用料が月額上限額を超過する場合がありますが、無償化の上限額は月額上限額×12か月の範囲内であれば当該月のみ月額上限額を超過してもよいですか？

A. 年単位（年度単位）ではなく、各月毎に利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（月額上限 16,300円）と実際に支払った利用実績額を比較し、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、利用実績額が無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。

Q. 無償化に伴い、預かり保育事業の利用者数の増加が予想されますが、幼稚園から預かり保育の利用を断られることはありますか？

A. 人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申込があった場合、利用をお断りすることがあります。

Q. 幼稚園のプレスクールは無償化の対象になりますか？

A. 無償化の対象とはなりません。



Q. 在園している幼稚園以外の認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となりますか？

A. 在籍する幼稚園の預かり保育事業が次のいずれか又は両方を満たす場合、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満

②年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満

認可外保育施設等の利用料に対する無償化金額は次のとおりです。

認定区分	無償化金額
新2号認定	次のいずれか低い金額です。 ①11,300円—幼稚園の預かり保育事業を利用したときの無償化対象額 ②認可外保育施設等の利用料
新3号認定	次のいずれか低い金額です。 ①16,300円—幼稚園の預かり保育事業を利用したときの無償化対象額 ②認可外保育施設等の利用料

在籍する幼稚園が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になるかについては、各幼稚園や幼稚園がある市町村へお問い合わせください。なお、八王子市内の幼稚園につきましては、すべて認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外です。

Q. 在籍する幼稚園で預かり保育が利用できなかった場合、他の施設で利用した一時預かり等は無償化の対象になりますか？

A. 在籍する幼稚園で預かり保育が利用できなかった場合でも、幼稚園の預かり保育事業が一定の基準を満たしている場合は、他の施設の一時預かり等を無償化の対象とすることができません。

Q. 未就園児すぐく通園事業の利用は無償化の対象になりますか？

A. 無償化の対象とはなりませんが、利用料に対する市の給付制度があります。手続きに関しては、未就園児すぐく通園事業を実施の各施設にてご案内します。

Q. 通っている認可外保育施設が無償化の対象となるかはどのように確認できますか？

A. 無償化の対象施設となるには、次の3つの条件を満たすことが必要です。

- 1 認可外保育施設としての届出が提出されている。
- 2 施設の所在地の市町村において、特定子ども・子育て支援施設等の確認がされている。
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている。



無償化の対象となる市内施設は、八王子市子育て応援サイトに掲載しています。市外施設については、施設の所在地の市町村にお問い合わせください。